

制限付き一般競争電子入札(事後審査型)実施要領

第1 目的

この要領は、坂井市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の規定による建設工事及び製造の請負に係る電子入札による制限付き一般競争入札に関し、入札参加者における事務の負担軽減、発注者における入札参加資確認事務の効率化および入札に係る透明性の向上、公正な競争の促進を図るため、開札後に入札者を順位付け、落札候補者とし、入札参加資格を確認し、資格に適合する者を落札者として決定する制限付き一般競争入札(事後審査型)を実施する場合の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等(以下「対象工事」という。)は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計額がおおむね1千万円以上の建設工事等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

第3 入札方法

- (1) 入札は、原則として電子入札システムによるものとし、その旨を公告において明らかにする。
- (2) 入札書受付期間、開札日時および開札場所を公告において明らかにする。

第4 入札公告

電子入札の公告は坂井市財務規則(平成18年坂井市規則第34号。以下「財務規則」という。)第111条に基づき、入札情報サービスシステム等への掲載の方法により公告する。

第5 入札参加資格要件

財務規則第110条の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として、次の事項を公告する。

- (1) 地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態および信用状態の良否
 - ア 市の競争入札参加資格が有ると決定された者であること。(工事種別および等級区分を明示する。)
 - イ 「坂井市工事請負契約等に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止または指名除外を受けている期間中でないこと。
 - ウ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している者であること。
 - エ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 契約の履行についての地理的条件
 - 営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

(4)同種同程度の工事の実績の有無

当該工事と同種同程度の工事の施工実績があること。(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示する。)

(5)技術者または技能者の状況

当該工事に配置を予定する監理技術者、監理技術者補佐または主任技術者(以下「監理技術者等」という。)および現場代理人が適正であること。(個別の工事に応じて技術者の資格ならびに現場代理人または監理技術者等としての経歴および同種の工事の経験等をできるだけ詳細に明示する。)

(6)その他必要な事項

第6 設計図書等の閲覧等

(1) 電子入札の設計図書等の閲覧は、入札情報サービスシステムによるものとする。

(2) やむを得ない事由(坂井市建設工事等電子入札運用要領10(2))により、紙入札承認願を提出した者は、紙入札承認通知書の発行をもって、次のとおり配布を受けることができるものとする。

ア 配布場所：入札広告2の入札に関する事務を担当する課。

イ 配布方法：設計図書を収納したCD-Rの配布を受けることができる。なお、閲覧確認書(様式4号)を提出すること。

第7 質疑の受付、回答等

(1) 設計図書等に対する質疑書の提出があった場合には、その質疑に対する回答書を坂井市ホームページにより公表する。

(2) 質疑書の提出は、持参によるものとする。

(3) 質疑書の受付期間および場所を公告において明らかにする。

(4) 質疑書の受付場所は、入札広告2の入札に関する事務を担当する課とする。

(5) 質疑に対する回答書の公表期間および場所を公告において明らかにする。

第8 工事費内訳書の提出等

(1) 工事費内訳書の提出を求める工事については、第1回の入札に際し提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにする。

(2) 工事費内訳書には、数量、単価、金額を記載することとし、その旨を公告において明らかにする。

(3) 工事費内訳書は、確認の後、契約担当課において保管することとし、その旨を公告において明らかにする。

(4) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるもので、入札および契約上の権利義務を生じるものではないことを公告において明らかにする。

第9 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに工事入札心得(電子入札)、電子入札運用基準において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。また、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者および入札時点において第5の入札参加資

格のない者のした入札は無効とすることとし、その旨を公告において明らかにする。

第10 開札

入札執行者は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において、すべての入札書を開札した後、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した入札参加者(以下「落札候補者」という。)の業者名を宣言し、および公表して入札を保留し、落札候補者について、資格確認を行った上、後日落札決定する旨を宣言し、別紙1により通知する。

第11 入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認書類の提出

- 1 入札執行者は、第10の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に基づき、次に掲げる入札参加資格確認に必要な書類(以下「入札参加資格確認書類」という。)の提出を求める旨を通知する。
 - (1) 入札参加資格確認申請書
 - (2) 同種同程度の工事の施工実績(施工実績等を入札参加条件とした場合)
 - (3) 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等
 - (4) その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類
- 2 前項の入札参加資格確認書類の提出を指示された落札候補者は、提出指示を受けた日から起算して、原則として2日以内(休日を除く。)に当該書類を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合および入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。
- 3 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に第1項各号に規定する入札参加資格確認書類を提出しないとき、または落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

第12 入札参加資格の確認

- 1 入札執行者は、入札公告等に示した入札参加資格要件に基づき、第1順位の落札候補者から順に、入札参加資格確認書類を確認し、入札参加資格要件に適合する者(以下「適格者」という。)が確認できるまでこれを行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、適格者以外に適格者と同一順位の落札候補者がいる場合には、これらの者すべてについて入札参加資格確認書類を確認し、適格者の確認を行う。
- 3 前2項の確認は、入札書および第11第1項の規定により提出された入札参加資格確認書類により行うものとする。この場合、入札執行者は、入札参加資格の有無の確認に併せて、配置技術者の確認を行うものとする。

第13 入札結果の公表

- 1 制限付き一般競争入札の入札結果は、落札者の決定後、閲覧およびその他の方法により速やかに公表するものとする。
- 2 不適格となった入札参加者については、不適格とされたことおよびその理由を表示するものとする。

第14 その他

本要領のうち、入札条件等に関わる内容については、あらかじめ公告等において周知するものとする。

附則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。